

広島県告示第九百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、備後圏都市計画臨港地区尾道糸崎港臨港地区を変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県都市局都市企画課において縦覧に供する。

平成二十年十二月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山